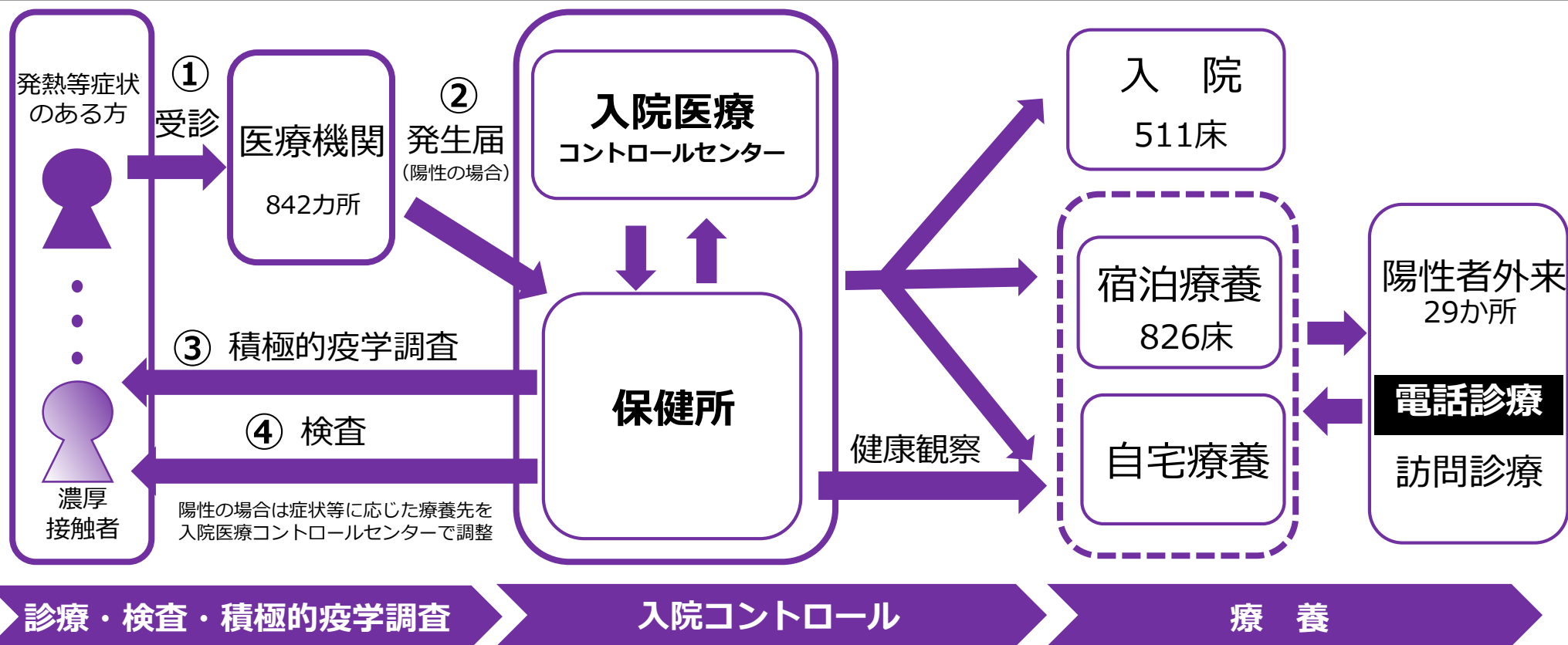


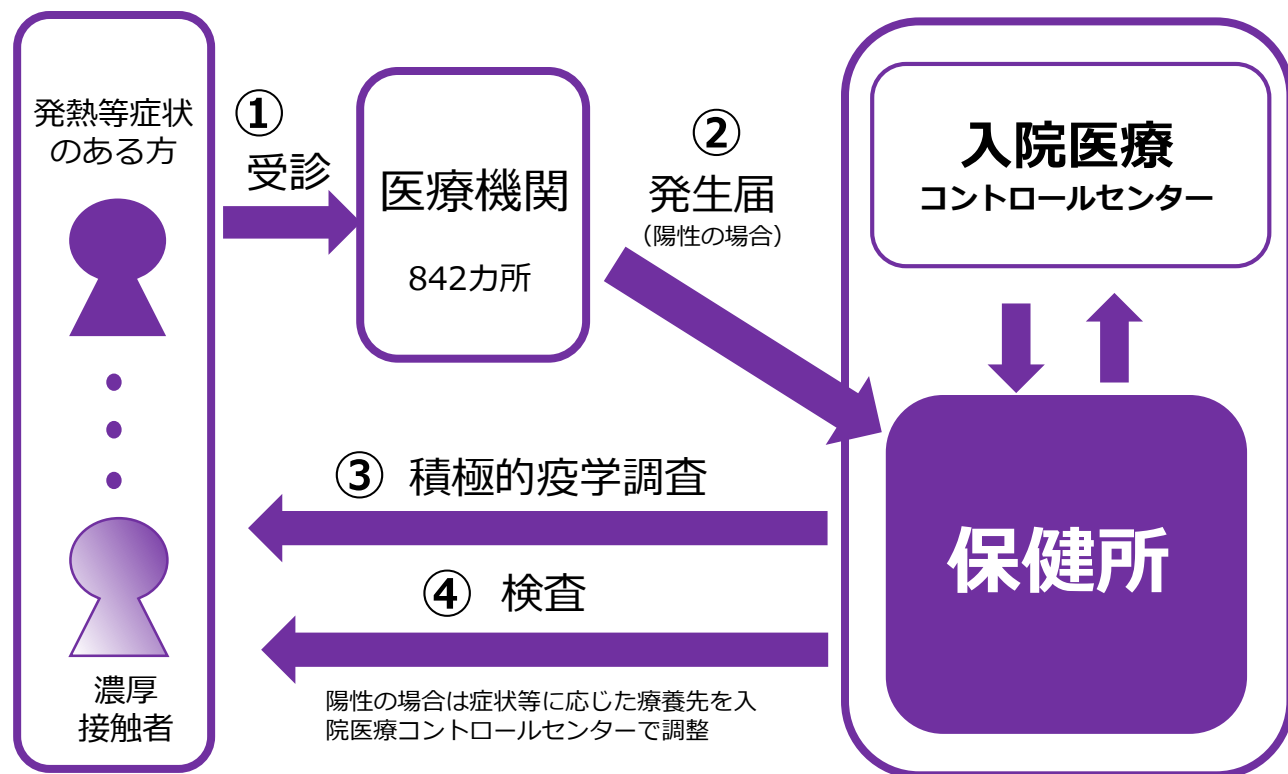
医療・検査体制の拡充について

新型コロナウイルス感染症にかかる診療・検査・医療療養体制

- 800力所を超える地域の身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症にかかる診療・検査が可能
- 症状等に応じた療養先を、入院医療コントロールセンターの医師が総合的に判断（京都市含む府全域で一元管理）
- 軽症から中等症、重症まで病状に応じた病床を511床確保
- 宿泊療養施設では常駐看護師による健康観察のほか、必要に応じて医師による対面診療や酸素・薬剤投与が可能
- 宿泊療養者や自宅療養者は、必要に応じて、陽性者外来で胸部CT検査や血液検査の受検が可能。外来受診できない方向けには、訪問診療（診療、点滴、酸素療法等）を実施
- 電話診療や訪問診療等、自宅療養者の健康観察を京都府医師会や地区医師会等と連携して実施
- 自宅療養者にはパルスオキシメーターを貸与の上、保健所が健康観察を実施。希望者には食料品や生活必需品を提供
- 全庁あげた新たな応援体制を構築し、コロナ対応の要となる保健所等の執行体制を強化

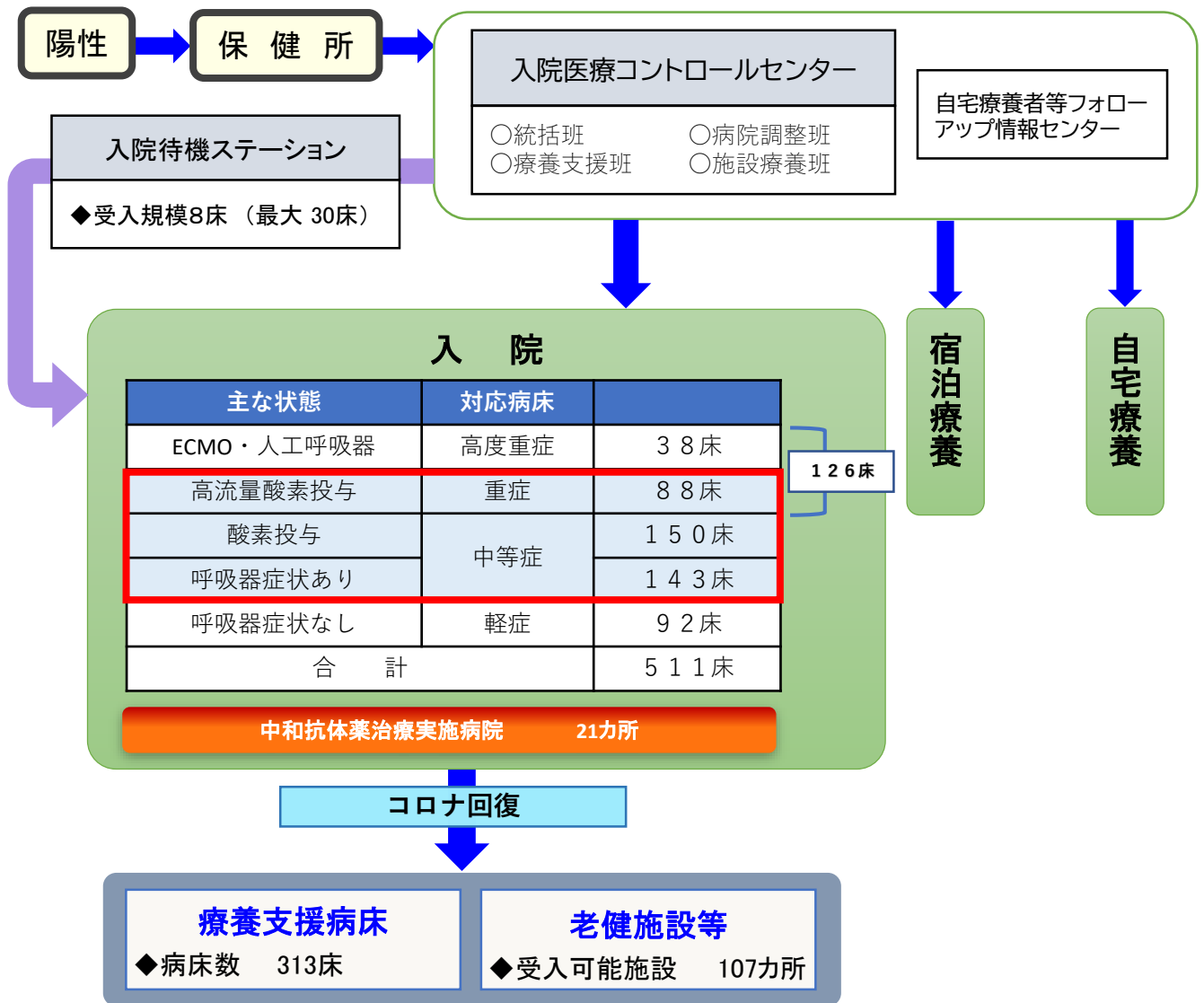


新型コロナウイルス感染症にかかる 診療・検査体制



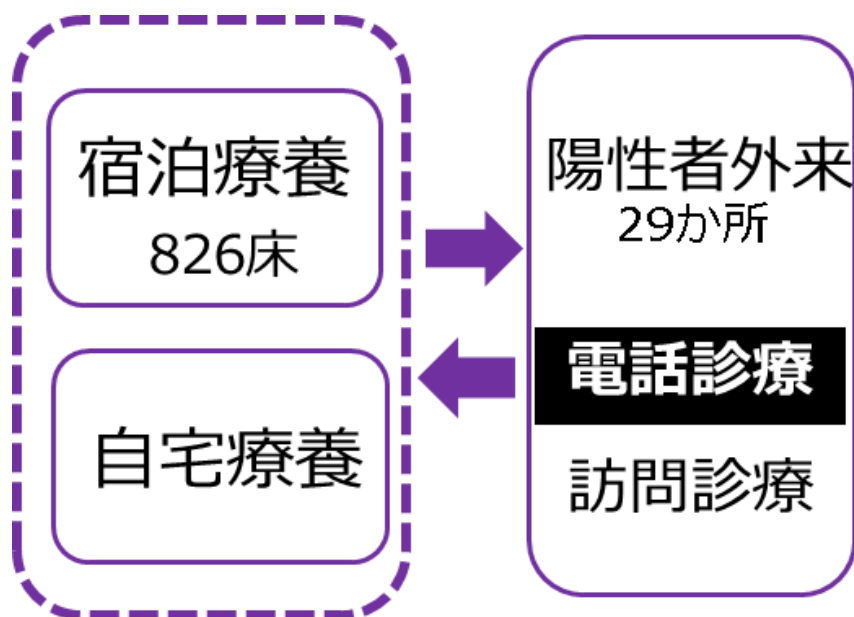
- 発熱、咳等の症状があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、地域の医療機関で受診が可能
- 検査の結果、陽性が判明した場合は、医療機関が保健所へ発生届を提出
- 陽性となった患者は医療機関から検査結果の連絡を受けるとともに、保健所による積極的疫学調査を受ける。
- 保健所は積極的疫学調査の結果判明した濃厚接触者の検査を実施
- 陽性患者の症状等に応じた療養先を、入院医療コントロールセンターの医師が総合的に判断（京都市含む府全域で一元管理）

新型コロナウイルス感染症にかかる入院体制



- ◆ ECMO・人工呼吸器装着が必要となる高度重症者の増加が医療逼迫の最も大きな要因となることから、高度重症者を増やさないよう医療体制を構築
- ・ 高度重症の前段階に適確に対応する高流量酸素や酸素投与等を行える重症・中等症への対応を中心とした病床の確保（50%以上の病床で酸素投与以上の対応可能）
- ・ 軽症受入病医院を中心に、重症化を防止する中和抗体薬による治療を実施（21医療機関が登録）
- ◆ コロナ回復後、引き続き他と疾患で治療や介護が必要な後方支援を充実し、コロナ受入病床を効率的運用
- ◆ 医療逼迫時に入院調整に時間を要する場合に備え、入院待機ステーションを設置

新型コロナウイルス感染症にかかる 療養体制



- 入院に至らない軽症者等は、医師や看護師の目が届きやすく病状急変にも対応可能な宿泊療養施設で療養
- 宿泊療養施設には看護師が常駐し、1日2回の健康観察をタブレットを用いて実施。健康観察結果は医師に報告し、必要に応じて医師による対面診療や酸素・薬剤投与が可能
- 宿泊療養者や自宅療養者の病状等が増悪した場合には入院医療コントロールセンターまたは保健所が受診調整を行い、陽性者外来で診療・検査を実施
- 外来受診できない方に対しては、訪問診療（診療、点滴、酸素療法等）を受けることも可能
- 自宅療養者への医療提供体制強化のため、京都府医師会と連携し「京都市電話診療所（仮称）」を設置。山城地域では、地区医師会等と連携し、電話診療、訪問診療等を実施
- 自宅療養者にはパルスオキシメーターを貸与の上、保健所が健康観察を実施。希望者には食料品や生活必需品を提供